

インボイス制度 改正点と最新情報をチェック！

いよいよ10月から消費税のインボイス制度がスタートしますが、開始前にも関わらず制度改正が決まっています。現時点でどうなったのかもう一度整理しておきましょう。

●登録事業者数は2月末で241万件

インボイス発行事業者となるには国税庁への登録申請が必要。2022年1月現在ではわずか24万件でしたが、今年2月末現在では10倍の241万件に増えています。

実際には免税事業者も含まれているはずですが、仮に課税事業者だけとすれば、2021年の消費税申告者の83%が登録が終わっている計算に。

2月末現在のインボイス発行事業者登録者数

	個人事業者	法人	合計
登録者数	67万	174万	241万
2021年度 消費税申告者数	106万	186万	292万
(参考)登録割合	63%	94%	83%

●事業者登録制度は使いやすく！

原則、3月末までだった事業者登録申請期限が撤廃されました。申請すべきかまだ悩んでいる方でも、9月末までに申請すれば、10月1日からインボイス発行事業者になれることに…。

ただし、電子申請でも登録通知までに3週間は必要です。10月からインボイス発行するのなら、やはり早めの申請をお勧めです。

9月末までに申請	10月1日から発行可能
10/1以降申請	提出日の15日目以降発行可能
翌事業年度のため の申請	登録を受けたい課税期間の初日の 15日前までに提出が必要

●1万円未満の値引インボイスは発行免除へ

振込手数料660円を差し引いて売掛金が入金された場合、販売業者から売上値引660円のインボイスを発行してもらう必要がありました。改正で返品、値引きが税込1万円未満なら発行免除になりました。

預 金	99,340	/ 売掛け金	100,000
		660	

ただし、振込手数料を売上値引でなく手数料で計上する場合は注意が必要！消費税法上、課税仕入れではなく売上の返還金額として集計して、消費税申告することが必要です。記帳が煩雑となるので、今後は売上値引で計上する方がいいかもしれません。

●売上消費税の2割負担の特例が登場

免税事業者がインボイス発行事業者（課税事業者）になった場合の消費税負担を軽減する特例が登場しました（2026年9月末までの3年間限定）。

飲食店やサービス業では簡易課税より税負担が少なくなるので特例適用がお勧め。

すでに簡易課税を選択済みでも利用できます。

売上消費税に対する税負担率

業種	簡易課税	特例
卸売業	10%	20%
小売業	20%	
農業/林業/漁業	30%	
飲食店業	40%	
サービス業	50%	
不動産業	60%	

◆負担消費税の計算式

売上消費税(年課税売上×消費税率) × 20%
例：年収990万円サービス業 → 消費税負担18万円

●インボイスの保存義務免除の特例も

小規模事業者には、税込み1万円未満であればインボイス保存を免除し、帳簿保存だけで仕入税額控除を認める特例が設けられます（6年間限定）。

◆特例の対象となる事業者

- ・基準期間（前々年/前々期）の課税売上： 1億円以下
- ・特定期間（前年/前期の上半期）の課税売上高： 5千万円以下

ただ帳簿には“支払相手の名称と所在地”を記載することが必要。レシートだけでなく記憶までなくしてしまうと、記帳できませんのでご注意を！

●早めに体制をととのえよう！



スタートまであと半年、準備は万全ですか？

★発行の準備

請求書や領収書フォーマットの準備、請求書システムのバージョンアップなどが必要。この機会に請求書の電子発行への切替えも選択肢です。

★保存体制の準備

仕入や経費について、原則インボイスの保存が必要（3万円未満の電車バス代等を除く）。

インボイスがどのようなものか、きちんと保存できるよう社員教育は必須です。取引先の登録状況も早めに把握しておきましょう。なお簡易課税や2割特例利用者は保存義務はありません。

★記帳の準備

免税事業者への支払いの区分経理が必須となるので、会計ソフトでないと処理は難しくなりそうです。